

議員提出議案第2号

鳥取県立美術館の建設場所の慎重な審議を求める決議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成29年3月3日提出

提出者	鳥取市議会議員	上	杉	栄	一		
		〃		桑	田	達	也
		〃		上	田	孝	春
		〃		長	坂	則	翁

鳥取市議会議長 下村佳弘様

鳥取県立美術館の建設場所の慎重な審議を求める決議

平成8年6月に県議会において鳥取市桂見に鳥取県立美術館を建設することが承認され、本市は県の要請を受け、事業実現に向けて県道と美術館をつなぐ、市道美術館通りの整備に協力してきた。

しかし、平成11年6月に片山前知事が事業の見直しを表明された結果、計画が凍結された。それ以来、本市は「鳥取県立美術館の建設」を市民の切なる願いとして毎年重点要望に位置付け、県に要望してきた。

県は、美術館を取り巻く環境が大きく変化したとして、新たな美術館整備に向けて平成27年度より検討を開始された。しかしながら、現在に至るまで、本市や市民に対して、県立美術館建設の凍結を解除したこと、市道美術館通りの整備に費やした費用の取り扱いについてなど、公式に説明はなされていない。建設予定地であった本市桂見の旧鳥取少年自然の家跡地は放置されたままである。

鳥取県は、県立美術館建設に係る今日までの本市との経緯を真摯に受けとめ、誠意ある対応をしていただくとともに、美術館の構想やあり方など、議論や検討が十分に尽くされているとはいえない状況にあつて、拙速に建設場所を決定することがないよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年3月3日

鳥取市議会